

報告第3号

専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年8月31日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

報告理由

損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するものです。

損害賠償の額の決定について

番号	賠償金額	賠償の理由	専決処分日
			過失割合
1	169,411 円	令和2年5月25日午前7時30分頃、賠償相手方が駐車場から出るために乗用車で我孫子市柴崎994番2地先市道00-011号線の側溝の上を通過した際に、当該側溝の蓋が割れたことにより、当該乗用車の右側前輪が当該側溝内に落下し、当該乗用車の右側前部フェンダー、右側前輪等を損傷させた。	令和2年8月7日
			市 100% 相手方 0%
2	100,430 円	令和2年6月3日午前8時頃、我孫子市寿2丁目9番20号地先国道356号消防本部前交差点付近において、職員が救急自動車で緊急走行中、進行方向の車線及び右折車線が渋滞していたことから、当該右折車線及び対向車線に停車中の車両の間を走行したところ、当該右折車線に停車中の賠償相手方の乗用車に接触し、当該乗用車の右側ドアミラーを損傷させた。	令和2年8月7日
			市 100% 相手方 0%
3	39,266 円	令和2年2月26日午前9時30分頃、賠償相手方が乗用車で我孫子市柴崎875番1地先市道24-055号線を走行中、陥没箇所にて左側前輪が落下し、当該乗用車の左側前輪及び左側前輪ホイールを損傷した。	令和2年8月17日
			市 20% 相手方 80%